

市民後見推進事業の概要

市区町名	狭山市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築					
委託先及び委託内容	<table border="1"> <tr> <td>全部委託</td> <td>・</td> <td>一部委託</td> <td>・</td> <td>委託なし</td> </tr> </table> <p>委託先名：社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：狭山市成年後見制度体制整備事業</p>	全部委託	・	一部委託	・	委託なし
全部委託	・	一部委託	・	委託なし		
事業内容	<p>市民への成年後見制度の普及啓発・相談支援を行うとともに、狭山市社会福祉協議会で実施している「さやま成年後見センター」の安定化を図るため、次の事業を狭山市社会福祉協議会へ委託する。</p> <p>さやま成年後見センター（法人後見事業）</p> <p>①さやま成年後見センター運営委員会の開催（年4回） （構成：弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、行政書士、医師、民生委員、行政職員）</p> <p>②法人による成年後見人としての受任（後見類型6件、保佐類型1件を累計で受任） （市民後見人を支援するには、法人としての後見活動のノウハウが必要）</p> <p>③市民後見人養成講座修了者の活用（法人後見の履行補助者（後見支援員）として3名を委嘱して実践活動、定期的な研修会・意見交換会の開催）</p> <p>④その他（さやま成年後見センターの整備、担当職員の研修など）</p>					
事業スケジュール （予定を含む）	<p>平成26年4月 後見支援員研修会</p> <p>6月 運営委員会 視察受け入れ（飯能市社協、川越市・川越市社協）</p> <p>9月 運営委員会 後見支援員研修会</p> <p>12月 運営委員会</p> <p>平成27年1月 後見支援員募集</p> <p>2月 運営委員会 後見支援員採用試験</p> <p>※ 担当職員の研修は随時参加</p>					
備考						

市民後見推進事業の概要

市区町名	狭山市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：狭山市成年後見制度体制整備事業</p>
事業内容	<p>市民への成年後見制度の普及啓発・相談支援を行うとともに、狭山市社会福祉協議会で実施している「さやま成年後見センター」の安定化を図るため、次の事業を狭山市社会福祉協議会へ委託する。</p> <p>さやま成年後見センター（相談支援事業、普及啓発事業）</p> <p>①市民後見人、親族後見人や福祉関係者向けの法律相談の実施（月1回）</p> <p>②福祉サービス利用援助事業と一体的な権利擁護相談の実施</p> <p>③成年後見制度の研修会（市民後見人養成講座修了者へのフォローアップ研修）の開催（年4回）</p>
事業スケジュール （予定を含む）	<p>平成26年4月 権利擁護法律相談</p> <p>5月 権利擁護法律相談（弁護士の都合により中止）</p> <p>6月 権利擁護法律相談</p> <p style="padding-left: 20px;">市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修</p> <p>7月 権利擁護法律相談</p> <p>8月 権利擁護法律相談</p> <p>9月 権利擁護法律相談</p> <p style="padding-left: 20px;">市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修</p> <p>10月 権利擁護法律相談</p> <p>11月 権利擁護法律相談</p> <p>12月 権利擁護法律相談</p> <p style="padding-left: 20px;">市民後見人養成講座修了者へのアンケート調査</p> <p>平成27年1月 権利擁護法律相談</p> <p style="padding-left: 20px;">市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修（成年後見制度講演会を研修の一環に位置付け）</p> <p>2月 権利擁護法律相談</p> <p>3月 権利擁護法律相談</p> <p>※ 福祉サービス利用援助事業と一体的な権利擁護相談の実施は随時対応</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	狭山市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：狭山市成年後見制度体制整備事業</p>
事業内容	<p>市民への成年後見制度の普及啓発・相談支援を行うとともに、狭山市社会福祉協議会で実施している「さやま成年後見センター」の安定化を図るため、次の事業を狭山市社会福祉協議会へ委託する。</p> <p>さやま成年後見センター（普及啓発事業）</p> <p>①福祉出前講座の実施 （成年後見制度への理解を促すことで、市民後見人への理解を促す）</p> <p>②成年後見制度の研修会（講演会）の開催 （市民後見NPOとの共催で講演会を開催することで、市民後見NPOとの関係性を構築し、併せて、成年後見制度への理解を促すことで、市民後見人への理解を促す）</p> <p>③その他 （各種調査への協力、会議等への職員派遣）</p>
事業スケジュール （予定を含む）	<p>平成26年7月 福祉出前講座（手話通訳者派遣事務所 登録手話通訳者研修会）</p> <p style="text-align: center;">第51回関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会での実践報告</p> <p style="text-align: center;">10月 成年後見制度研修会（NPOとの共催事業）</p> <p>平成27年1月 成年後見制度講演会（NPOとの共催事業）</p> <p>※ 各種調査への協力については随時対応</p>
備考	<p>障害者福祉分野での権利擁護事業を進める観点から、障害者福祉プランの審議機関の委員として職員を派遣。また、自立支援協議会の実務者レベルの会議にも職員を派遣。</p> <p>研修会や講演会を共催したNPOは、狭山市が平成24年度に開催した市民後見人養成講座の修了者や、東大市民後見人養成講座修了者を中心に立ち上げをした団体。</p>

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

後見支援員募集要項



狭山市社会福祉協議会公式キャラクター こころちゃん

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

後見支援員募集要項

狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象に成年後見事務等を提供するとともに、それらの方々が契約上の不当な不利益を被ったり、福祉サービスの利益を適切に享受できなかつたりすることがないように、また、日常生活を安心して過ごせるよう活動をしています。

1. 具体的な活動内容

成年後見人の事務（保佐人及び補助人の事務を含みます。）の提供補助

（成年被後見人（被保佐人及び被補助人を含みます。）の居宅（福祉施設・病院等を含みます。）や用務先（金融機関、市役所等）などを訪問し、成年被後見人等の意向やニーズの把握、心身・生活・財産状況の確認、福祉サービス等の受給状況の確認、その他必要な諸手続などといった日常的な成年被後見人の処遇を、本会職員の指示と連携のもとに行う。併せて、これらに伴う事務処理の補助を行う。

2. 募集職種及び募集人数

- (1) 身 分 ボランティア（活動報酬有り。）
- (2) 職 種 後見支援員（委嘱）
- (3) 募集人数 若干名
- (4) 活動任期 2年以内（ただし、再任有り。）

3. 応募資格

- (1) 市民後見人養成講座を修了している者又は同等程度の知識・経験を有している者
 - (2) 狭山市に居住している者
 - (3) 平日に月2回以上の活動ができる者
 - (4) 普通自動車免許を有する者
- ※ 次に該当する方は応募できません。
- ・ 成年被後見人、被保佐人及び被補助人
 - ・ 民法第847条に該当する者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 応募方法

後見支援員志願書、市民後見人養成講座の修了が分かる書類の写しを提出

(1) 提出先

狭山市社会福祉協議会 狭山市駅東口事務所（さやま成年後見センター）
〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11

(2) 提出方法 さやま成年後見センターに郵送又は持参

※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時までをお願いします。

※ 提出書類については、返却いたしません。

5. 応募期間

平成27年1月5日（月）～1月30日（金）（消印有効）

6. 選考方法

(1) 1次試験 書類選考

(2) 2次試験 面接

※ 面接は2月下旬を予定しています。詳細な日程・場所は後日連絡をします。

7. 合否の連絡

応募者全員に文書により結果を通知します。

選考結果等に関する問い合わせには、一切応じません。

8. 活動条件

(1) 登録・委嘱

選考に合格された者を後見支援員として登録し、委嘱します。

(2) 活動開始時期

本会が受任している成年被後見人等の状況等を考慮し、委嘱した者の中から後見支援員として活動を開始させていただきます。なお、活動開始については、本会の受任状況により、活動開始が数ヵ月先、又は活動開始に至らないまま委嘱期間が満了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 活動日及び活動時間

月1日から月8日程度。午前9時から午後5時までの間で活動可能な時間。

1回の活動時間は1時間から3時間程度。

(4) 保険

後見支援員としての活動中に事故が生じた場合、本会が加入している賠償補償、傷害補償、感染症補償にて対応します。

(5) 活動報酬

成年被後見人等への活動援助にかかわる時間に応じて、1回あたり600円と1時間あたり800円を活動報酬として毎月1回支給します。

※ 本会が認める会議や研修会へ参加した場合は、本会規定に基づき、別途、費用弁償を支給します。

(6) 活動場所

狭山市内及び近郊

9. 問い合わせ先

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

(狭山市駅東口事務所)

〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11

TEL 04-2956-7665 / FAX 04-2956-7668

Eメール higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

地域福祉担当 畑中 (はたなか)

あんしん さやま

- ◆成年後見人として活動しているけれども、この判断で良いのか？
- ◆親が認知症となり、同居している兄弟姉妹が親のお金を持ち出している様子だけど…
- ◆悪質商法にのせられて不必要な買い物をしてしまった…
- ◆遺言や相続の相談をしたい…

認知症高齢者や障害のある方が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、ご本人、ご家族や福祉関係者などからの生活上の悩みや困りごとに対して、弁護士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援（助言、関係機関との調整など）します。

【お問い合わせ先（相談予約先）】

さやま成年後見センター
（社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会）
〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11
TEL 04-2956-7665
地域福祉担当

《事業概要》

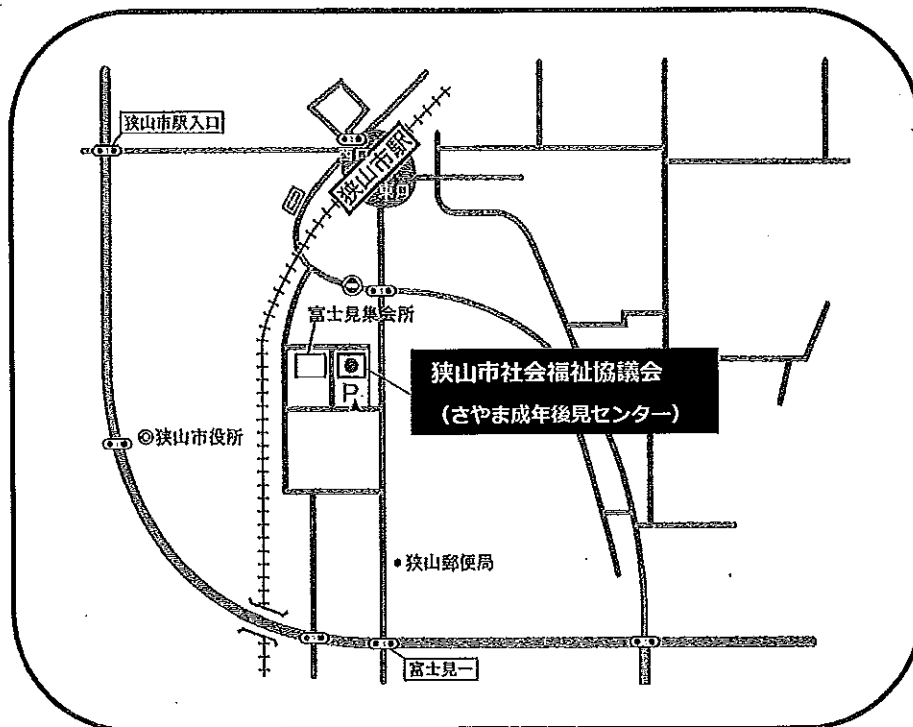
相談日：原則、毎月第1金曜日
午前10時から正午まで
（※ 年末年始、祝日を除く）

場 所：さやま成年後見センター
費 用：無料

申込み：事前予約

利用できる方：

- ①親族で成年後見人となっている方、成年後見制度の活用を考えている方、市民後見人
- ②虐待・権利侵害に対しての対処を考えている方
- ③福祉関係者（ケアマネージャー、福祉施設職員、介護職員、民生委員・児童委員 など）
など



市民後見人養成講座修了者の権利擁護活動に関するアンケート調査
集計結果

調査目的：市民後見人養成講座修了者の受講後の活動状況について把握し、市民後見人養成講座の効果を検証する。

調査期間：平成26年12月15日から平成26年12月26日まで

調査対象：平成24年度市民後見人養成講座修了者 21名

調査方法：郵送配付・回収

回答者：20名（回収率95.24%）

問1 あなたは、現在、権利擁護に関する活動をしていますか。活動をしている場合は、当てはまるものすべてに○をしてください。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合
社会福祉協議会が行う法人後見の後見支援員	3	13.04%
社会福祉協議会が行う「あんしんサポートねっと」の生活支援員	5	21.74%
NPO法人さやま後見ネットへの参加	2	8.70%
専門職職能団体としての権利擁護活動（専門職後見を含む）	1	4.35%
親族の成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人	1	4.35%
特に権利擁護活動をしていないが、職務として役立てている	3	13.04%
権利擁護活動をしていない	5	21.74%
その他	2	8.70%
無回答	1	4.55%
合計	23	100.01%

【権利擁護活動をしていない理由】

- ・時間がない。他者へ後見制度について説明はしている。
- ・青少年健全育成、自治会活動、仕事で手が廻らない。
- ・機会がないから。
- ・支援員をするのに運転免許が必要だとわかったため。
- ・面接時において年齢的に（77歳の現在）無理のような印象を受けたので・・・。

【その他の意見】

- ・勤務先の司法書士事務所が多数の成年後見事件を扱っている。
- ・人権擁護委員

問2 あなたは、今後、権利擁護に関する活動をしたいと考えていますか。希望する場合は、当てはまるものすべてに○をしてください。(現在からの継続として考えているものにも○をしてください。)(複数回答可)

回答項目	回答数	割合
社会福祉協議会が行う法人後見の後見支援員	8	28.57%
社会福祉協議会が行う「あんしんサポートねっと」の生活支援員	7	25.00%
NPO法人さやま後見ネットへの参加	3	10.71%
専門職職能団体としての権利擁護活動(専門職後見を含む)	0	0.00%
親族の成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人	3	10.71%
特に権利擁護活動を予定していないが、職務として役立てていく	3	10.71%
当面は権利擁護活動をする予定はない	2	7.14%
その他	2	7.14%
無回答	0	0.00%
合計	27	99.98%

【権利擁護活動をする予定がない理由】

- ・どのように取り組めば良いか分からない。
- ・週3日の勤務をしているため。

【その他の意見】

- ・現在は常勤で仕事をしているため、退職時には考えていきたいと思っています。
- ・今後も勤務先を通じて活動していきたい。
- ・後見支援員や生活支援員としての活動を希望しますが、年齢的(現在77歳)に無理と判断されるなら辞退します。

問3 今後、権利擁護活動が活性化し、判断能力の有無に関係なく、誰もが住みなれた地域で生活していくことができるようになるには、どのような取り組みが必要と思いますか。また、どのような活動があれば、参加したいですか。ご意見をお聞かせください。

【必要な取り組み】

○ 情報の共有

- ・地域包括ケアを徹底していく。情報共有がもっとスムーズに出来ていければ良いと思います。
- ・病院、在宅、地域、市役所、社会福祉協議会で早期に「報連相」ができれば、困っている人を援護出来ていくのではないのでしょうか？
- ・行政や地域などのネットワークの充実。
- ・情報のIT化。地域版電子カルテのようなもの。システムづくり。
- ・行政・医療・介護・福祉専門職の連携・情報の共有。

○ 見守り体制

- ・地域での生活を安心して住むには、自治会での協力が大切である。民生委員等の人員だけでは手が差しのべられないので、地域毎に権利擁護活動ができる方を登録し、社協との連携を取り活動できる組織を作り、地域のことは地域で見守る体制作りが必要です。
- ・色々と考えたが個々人背景が違うため「見守り」。きめ細かく継続。そして「見守る人」「見守られる人」ではなく、「共生社会」を目指せないか……。

○ 普及啓発活動

- ・一般市民がせっかくある社会資源について理解不足のため、利用できないことが多い。啓発活動に力を入れる取り組みが必要だと考える。そのための働きは健康な高齢者にもできると思われる。

○ 環境整備

- ・まず基本的に人を振り分けないようにできればいいのではないかと。健常者と障害者、自分を基準にして普通じゃないと人を簡単に振り分けてしまう社会が変わらなければならないと思う。
- ・地域や隣同士のコミュニケーションを密に取れる環境（例えば、住宅整備で市営住宅（高齢者向けや障害者向け、柏原にある県営住宅のようなもの）を増やす）。
- ・入居時に今後の方針をどうするのかを契約し、安心して生活してもらう。（特に一人世帯等は後見人をつける課程も理解してもらいたい。）

○ 人材育成、人材活用

- ・狭山市民の多くの方が権利擁護の活動に参加出来るよう、引き続き市民後見人養成講座が必要である。狭山市では社協を中心にスタートしている。その成果として、社協では法人後見の実績を着実に積み上げて来ている。しかし、狭山市民全体に鑑みれば、権利擁護の活動はまだである。平成

24年度の市民後見人養成講座を開設したが、その後が続いていない。

・広く市民に権利擁護活動を浸透する上にも、今後の市民後見人養成講座を「さやま市民大学」の方で福祉特別講座として開設しては如何なものか。さやま市民大学の方で開設すれば、市のバックアップも協力になり、より多くの市民が参加することが期待でき、市が目指している福祉の人材育成にも寄与できる。

・社協の側で、市民の力をもっと当てにしてよいのではないのでしょうか。成年後見制度の運用に、より多くの市民がより深くかかわることが、望ましくかつ可能であるように思います。

○ その他

・社協が後見監督人になって、NPO 法人と協力、連携し、取り組んでいけると良いと思います。

・「あんサポ」の前段階で利用できる「(仮) プレあんサポ」の取り組みを考えてみました。(独居高齢者が増加する中、現在、判断能力があり、日常生活に支障はなくとも将来の不安に対応。)

見守りのみで利用できる。

定期訪問。

実費・・・月々の費用が少しかかっても、私だったら利用したいです。

家を留守にする入院時に通帳預かりや病院支払い対応。医療同意書？

既存の体育館等施設を利用し、介護予防の体操教室。

健康や後見制度など役立つ勉強会。

} 仲間づくり。

【参加したい活動】

・グループ制で活動できれば参加可能だと思います。

・高齢者が自宅や地域で老後を過ごす上で、身近な親族の支援は、今後、専門職による支援と協働して一層重要な役割を求められると思います。しかし、現在は親族後見人に対する家裁等による支援や研修は不十分です。親族だからこそ果たせる役割に焦点をあてた取り組みがあれば参加したいと考えています。

・健康である限り、高齢者にしか理解できないところに力を貸したい。

・地域毎の、沢山の人が参加できる催しがあり、顔つなぎが出来ていければいいし、そういう催しは参加していきたいと思います。

・できれば人材育成面の仕事等にも携わってみたい。

・研修会、講演会への参加。

・コミュニティサロンや地域に自分で出ていける人は「見える人」であり、地域で支え合うことが出来る人だと思います。しかし自分からは出て行かず声も上げない人達、つまり「見えない人」とも繋がって見守れるような活動が必要だと思います。社協の中に、そのようなボランティア活動があれば参

加したいと思います。

・現在の生活支援員活動にやりがいを感じています。ご利用者が日常生活をよりよく送れるようなサポートを主婦目線でこれからも続けていきたいです。

成年後見制度研修会

「自分らしさ支援ノートを書いてみよう！」

日時：**10月4日(土)**14:00~16:00

会場：**狭山市社会福祉会館 大会議室**

(狭山市入間川2-4-13)

定員：**40名(先着順)**

講師：西武文理大学 サービス経営学部 篠本耕二 准教授

内容：成年後見制度が必要となった時に、どう生活していきたいのか「自分自身の意思を周囲の人に表明する」ためのノートである

「自分らしさ支援(地域後見支援)ノート」
の書き方について勉強します。

申込み：電話またはFAXにてお申し込みください。

(電話の場合は、平日の8:30~17:00)

参加費
無料



狭山市社協マスコット
「こころちゃん」

会場は駐車スペースに限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

■主催：社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

特定非営利活動法人 さやま後見ネット

狭山市社会福祉協議会

(さやま成年後見センター)

狭山市社会福祉協議会が成年後見制度に関する相談窓口として平成24年度に「さやま成年後見センター」を設置しました。狭山市社会福祉協議会では、成年後見制度に関する相談や普及啓発の他、社会福祉協議会が成年後見人に就任する「法人後見」も実施しています。

また、毎月1回、弁護士による権利擁護法律相談「あんしんさやま」(予約制)も実施しています。

さやま後見ネット

当法人は、埼玉県狭山市を拠点とし、主に埼玉県内の高齢者及び、障がい者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業等を行い、高齢者及び障がい者等の福祉の増進と、すべての人が「健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現」に寄与することを目的としています。

当法人は、専門職に従事する者も多く在籍しています。

必要な方に後見制度を繋げていくことも私達の大切な役目であると考えます。後見制度に関する情報の発信・勉強会(講演会)の実施など、「できることから始める」そんな想いを抱いた仲間があつまり、この法人が設立されました。

今後とも、どうぞよろしくお願い致します。

お申し込みは切り取らずにこのままFAXしてください

「成年後見制度研修会」参加申込用紙

狭山市社会福祉協議会 地域福祉担当 FAX 04-2956-7668

氏名	所属	電話番号
	(市町村名：)	
	(市町村名：)	

※ お預かりしました個人情報、成年後見制度研修会に関すること以外の目的には利用いたしません。

※ 記載欄が不足する場合は、本紙をコピーするか別紙に必要事項を記入してお申し込みください。

※ 団体でのお申し込みの場合は、代表者の氏名と連絡先、参加人数を記入してください。

お申し込み・お問い合わせは・・・

■ 社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

狭山市駅東口事務所 地域福祉担当 (さやま成年後見センター)

狭山市富士見1-1-11

TEL 04-2956-7665/FAX 04-2956-7668

● 平成26年度成年後見制度講演会 ●

「成年後見制度の現状と今後の課題」

公職選挙法等の改正に伴い、平成25年7月1日から成年被後見人の選挙権が回復され、成年後見制度を利用して引き続き選挙権・被選挙権を有することとなりました。このように、成年後見制度の現状は日々変化しています。今後も変化が予想される成年後見制度の現状と課題を知り、自分らしく生活するための1つの方法として成年後見制度についての理解を深めませんか？

日 時：平成27年1月18日(日)

午後1時30分受付

午後2時開始

(午後4時終了予定)

場 所：狭山市市民会館 小ホール

対 象：成年後見制度に関心のある方

定 員：300名(先着順)

入場料：無料

申込み：電話、FAX、Eメールで

さやま成年後見センターへ

手話通訳有り



講師：関哉 直人 弁護士

弁護士、不動産鑑定士
昭和52年5月21日生まれ
岐阜県出身
名古屋大学法学部卒
2001年弁護士登録
第二東京弁護士会所属

後見選挙権訴訟弁護団として
平成25年3月14日
「後見選挙権訴訟」で
東京地裁「勝訴」に携わる。

【お申し込み・問い合わせ先】

さやま成年後見センター

(社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会)

〒350-1306 狭山市富士見1-1-11

TEL 04-2956-7665/FAX 04-2956-7668

Eメール higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

《会場案内》

狭山市市民会館

狭山市入間川2-33-1

TEL 04-2953-9101

【交通アクセス】

西武新宿線「狭山市駅」西口

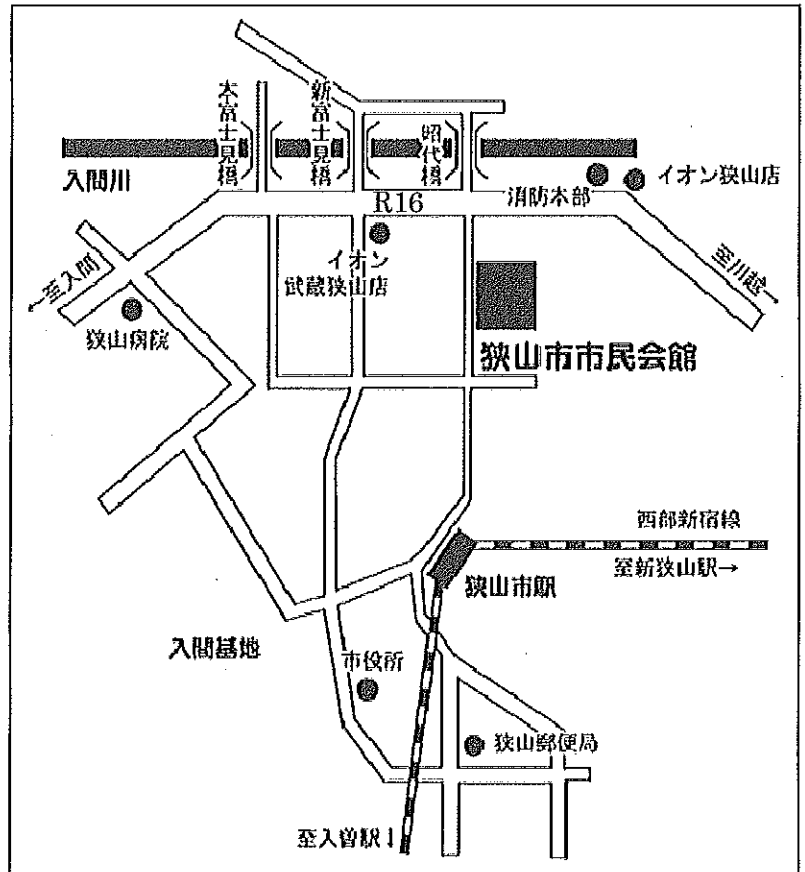
から約700m

※ 西口を出て、右手の道（下り坂）
を徒歩約8分



みなさん
ご参加を
お待ちしております！

狭山市社協公式キャラクター
「こころちゃん」



----- お申し込みは切り取らずにこのままFAXしてください（1月14日〆切） -----

狭山市社会福祉協議会・NPO 法人さやま後見ネット 共催事業

「平成26年度成年後見制度講演会」参加申込用紙

さやま成年後見センター FAX 04-2956-7668

氏名	市町村名	電話番号、FAXなど

※ お預かりしました個人情報、成年後見制度講演会の運営に関する以外目的には利用いたしません。

※ 記載欄が不足する場合は、本紙をコピーするか別紙に必要事項を記入してお申し込みください。

※ 団体でのお申し込みの場合は、代表者の氏名と連絡先、参加人数を記入してください。

お申し込み・お問い合わせは・・・

■ さやま成年後見センター

（社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会 地域福祉担当）

TEL 04-2956-7665 / FAX 04-2956-7668

平成 26 年度成年後見制度講演会 アンケート集計結果

【講演会概要】

日 時：平成 27 年 1 月 18 日（日）14：00～16：05

場 所：狭山市市民会館 小ホール

内 容：（1）講演「成年後見制度の現状と今後の課題」

講 師：関哉 直人 弁護士

（2）成年後見制度に関する質疑応答

回答者：関哉 直人 弁護士

大島 久智 医師

篠本 耕二 社会福祉士

参加者数：164 名

アンケート回収数：84 枚（回収率 51.22%）

※ 回答割合について、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、回答割合の合計が 100.00%とならないことがあります。

問 1 あなた自身についてお伺いします。

（1）お住まいの市町村

回答項目	回答数	回答割合
狭山市	75	89.29%
狭山市外	9	10.71%
無回答	0	0.00%
合計	84	100.00%

【狭山市外の方の市町村】

- ・入間市 2
- ・川越市 1
- ・所沢市 1
- ・飯能市 1
- ・日高市 1
- ・さいたま市 1
- ・岩手県盛岡市 1
- ・無回答 1

(2) 所属

回答項目	回答数	回答割合
支部社協	5	5.56%
市区町村社協	3	3.33%
行政	1	1.11%
民児協	27	30.0%
地域包括支援センター	2	2.22%
介護保険施設・事業者	1	1.11%
障害者施設・事業者	3	3.33%
自治会	3	3.33%
NPO 法人	1	1.11%
ボランティア団体	1	1.11%
障害者団体	12	13.33%
市民後見人養成講座修了者	8	8.89%
その他	20	22.22%
無回答	3	3.33%
合計	90	99.98%

【その他の内容】

- ・病院 1
- ・精神科病院 1
- ・個人、一般 5
- ・介護施設 愛 1
- ・障害者の家族会 1

問2 今回の講演会についてお伺いします。

(1) 講演会

回答項目	回答数	回答割合
とても参考になった	32	38.10%
参考になった	44	52.38%
ふつう	7	8.33%
あまり参考にならなかった	0	0.00%
参考にならなかった	0	0.00%
無回答	1	1.19%
合計	84	100.00%

【感想・ご意見】

《わかりやすかった、理解できた、良かった》

- ・内容を分かりやすく説明して下さった為、理解できました。ありがとうございます。
- ・なるほどという意見が聞けました。
- ・後見制度について実際の話が具体的で理解出来た。
- ・任意後見、成年後見の違い、実情もデータを使用し分かりやすかった。
- ・法定後見制度の3つの類型資料は、とても分かりやすく、やっと理解出来ました。
- ・分かりやすい言葉や資料をもちいての講演で理解が深まりました。ありがとうございました。
- ・後見制度について周知するために、最低の理解が必要かと思っています。わかりやすい内容でした。
- ・成年後見制度について民生委員として理解出来た。
- ・色々と参考になり今後の身の廻りの出来事に注意していきたい。とても良い機会を得ることができました。
- ・今まで全く関わりのない世界でしたが、講演を聞いて興味を持ちました。
- ・これからの時代、多くの後見人が必要になってくると思うので、更に知識を得ようと思いました。
- ・弁護士としての考え方の話が良かった。成年後見制度の歴史が分かりました。
- ・お若いのに、とてもご立派です。わかりやすかったです。
- ・先生の言葉がはっきり、とても聞きやすかった。
- ・今回の弁護士さんのように都内で運動している若い方の講演も醍醐味がありました。
- ・関哉弁護士が関わった選挙権訴訟の話聞いたことがよかった。
- ・選挙権回復の訴訟について、直接ご担当をされた弁護士さんのお話を聞くことができ、貴重な知見をうかがえた。

《難しい、もう少し工夫をしてほしい》

- ・もう少し具体例等もお聞きしたかった。
- ・成年後見制度の名前は知っていましたが、内容がやはり難し過ぎて、身近にその制度を利用した方に直接聞いてみたいとも思いました。
- ・基礎的な知識や制度についての説明が多く、「現状と課題」、「選挙権について」の部分がうすくなって残念。

《制度に関すること》

- ・費用のこと障害年金だけではとてもやっていけない。
- ・認知症のおばの後見人です。幸い財産管理等の事は司法書士の方を家裁がたて

て下さり、私は身辺の事だけで済んでいます。今後は我が子の後見人をどうするか悩むところです。結局はお金を残すことか・・・。

- ・後見人になる人はだれでもできるのか？
- ・後見を利用したときの利害が少しわかった。

《その他》

- ・名兒耶さんがんばって、勝ち取りよかった。
- ・本人が判断能力が有るが、身体的に介助が必要とする方がいます。お子さんを亡くし、先月ご主人も亡くされて、生きる希望を亡くされています。財産も有り、持ち家ですが、今後、ご自身がどうしたいのか、どうして欲しいのかが分かりません。相続関係や今後の事など、どのように支援していったら良いのでしょうか？相談にのってもらえる場所が知りたい。

(2) 成年後見制度に関する質疑応答

回答項目	回答数	回答割合
とても参考になった	25	29.76%
参考になった	43	51.19%
ふつう	7	8.33%
あまり参考にならなかった	0	0.00%
参考にならなかった	0	0.00%
無回答	9	10.71%
合計	84	99.99%

【感想・ご意見】

《理解できた、良かった》

- ・理解しやすい話で良かった（講師が良かった）。同類の話題での講演を予定してほしい。
- ・制度と現状の乖離について大いに参考となりました。
- ・質問もよかったが、答えも勉強になりました。
- ・質問が多く有って良かった。難しい質問にも回答者が真剣に答えてくれました。
- ・現場で悩んでいる方々の声が聞けた。
- ・手術等の医療に関係した際の実態、実情が良く理解出来た。
- ・家族や支援者が普段抱えている不安や疑問を知ることができて良かったです。
- ・家族会の人たちの考えていることが少しわかってよかった。

《難しい、もう少し工夫をしてほしい》

- ・まだまだ後見人制度に法律を含め未知の分野があると思いました。
- ・大半の障害者は、財産がある訳ではない。身上監護の方に興味があるのではな

いかと想像します。

- ・もう少し質問の時間があると良かったです。
- ・社会福祉士さんの話が長かった。

《制度に関すること》

- ・医療同意について、後見人には同意権がないことを初めて知りました。医療側も理解した上で話をする必要があることが分かりました。
- ・医療と介護の現場が、それぞれの制度を理解していくことが必要と思った。
- ・身上監護に関するビジョンを有する制度は必須ですね。
- ・弁護士が言うように信託銀行に関しては、かなり宣伝で数か所の銀行で財産管理をしていると思う。おそらく契約の費用も問題なのだろうか？
- ・初めて話を聞いてみましたが、人間性のよい人がいないと後見制度は成立しない。
- ・現状、後見人を選ぶのがむずかしい。
- ・後見人が横領したときの保障がなく、泣き寝入りが残念だと思う。
- ・弱者はいつも泣き寝入りする。金がないとたのめません。
- ・法律がネックなんですね。

《その他》

- ・日頃、信頼関係を構築していく事、今、生きている上で人生の質となる生きかたをする事が大切かと。
- ・「現状と課題」について質問の中に見えた部分（信頼関係）などあった。
- ・医療（手術時）保証人協会というのがある事を初めて知りました。
- ・信頼する人もわからないが、何故、狭山市に住んでいながら、社会福祉協議会に依頼しないのか？

問3 今後、どのような成年後見制度に関連する講演会を希望しますか。

回答項目	回答数	回答割合
成年後見制度の制度全般	12	9.84%
任意後見制度・遺言・相続	27	22.13%
身元保証	12	9.84%
市民後見人に関する事	28	22.95%
高齢者や障害者の虐待・権利擁護	28	22.95%
その他	2	1.64%
無回答	13	10.66%
合計	122	100.01%

【その他の意見】

- ・制度的な保証などが未整備なので。
- ・市民後見人になる為には。

問4 その他（社協やさやま後見ネットに対する要望など）

《今回の講演会の内容について》

- ・良い場をつくっていただき、ありがとうございました。
- ・成年後見制度はとても難しいです。
- ・全体を通しての講習会が、低知能・貧困家庭の者には内容が難しいです。
- ・多勢の出席者なので、無理かもしれないが、テーブルを使ってメモを取ったりできるとよかった。資料が一種類ではないので、ひざの上であれこれ出してみなければならず、やりにくかった。

《次回講演会に対する要望》

- ・実際に制度利用した人。利用している人の話を聞かせて欲しいです。
- ・ある程度理解したのですが、以前にもあったのですが、簡単な寸劇のような形でやって頂くとわかりやすいと思うのですが、次回はいかがでしょうか。
- ・今回は、アウトラインとして、もう少し具体的な例を、わかりやすく出してください。
- ・“やさしい成年後見人教室” 黄色のパンフレット（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部主催「親族のための後見人講座」）の内容をこの小ホールで開催していただきたいです。

《制度に関すること》

- ・支払うお金もないです。哀しいです。何の為の法律なのか、頭の良い方の考えは判りません。
- ・まだまだ後見人を考えるまでには心が決まらない。

《市民後見人》

- ・市民後見人を、多く育成して欲しい。
- ・「市民後見人養成講座」を受講してみたいと思いました。

《情報発信、市民への啓発》

- ・たくさんの情報を発信していただきたい。
- ・成年後見制度について、市民にどの程度、浸透しているのだろうか。広く知ってもらおう工夫をする必要があると思うが。
- ・市民への広報、啓発に今後も頑張ってくださいますよう。ありがとうございました。
- ・引き続き講演会をしてほしい。
- ・定期的な講演会の開催を希望します。

- ・もっと詳しく後見制度が知りたいです。
- ・遠方のチラシ（黄色のパンフレット）（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部主催「親族のための後見人講座」）も同封して下さったことが参考になりました。

《その他》

- ・ありがとうございました。
- ・参加できてよかったです。ありがとうございました。